



平成 20 年 5 月 1 日発行

第46号

**最近の動向**

「介護保険サービス事業者の指定取消処分について」  
「社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました」

**お知らせ**

「指定更新通知書を送りました」  
「指定更新申請書を送りました」  
「中国残留邦人等支援法による介護機関の指定について」  
「『悪質商法から高齢者を守るための出前講座』を行います」

## 介護保険サービス事業者の指定取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は、平成20年4月10日付で「株式会社ケアメイトジャパン」が運営する訪問介護、介護予防訪問介護及び居宅介護支援の指定事業所「ケアメイトジャパン在宅介護板橋事業所」の指定取消処分を行いました。

現在確定している不正請求額は約140万円。主な処分理由は以下のとおりです。

(1) 訪問介護

居宅サービス費の不正請求

通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間を要しかつ手間のかかる身体介護を行っていないにもかかわらず、実在しない職員の氏名を使用したサービス実施記録等を作成するなど、長期にわたり身体介護中心型の単位数の算定により、介護報酬を請求し、受領した。

(2) 介護予防訪問介護及び居宅介護支援

介護予防訪問介護及び居宅介護支援は上記(1)の事実により、「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」と認められる。

(2)については、訪問介護事業所と同一所在地で、各サービスを一体として運営していたことが認められたため、各根拠法令を適用し取消した。

詳細は、東京都福祉保健局ホームページに掲載されています。

東京都介護サービス情報 > 事業者に関する情報

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

【問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL 03 - 5320 - 4290

## 社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

最近の動向

さる3月25日、社会保障審議会第50回介護給付費分科会が開催され、重度化対応加算等の経過措置の見直しについて諮問・了承されました。

改正内容の主な点は、以下のとおりです。

1) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え、常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を、平成20年9月30日まで延長する。

2) 指定短期入所生活介護、指定特定施設入居者生活介護及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算についても、同様の措置を講ずる。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03 - 5320 - 4595

## 指定更新通知書を発送しました

お知らせ

平成12年、平成13年、平成14年5月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新通知書を3月下旬に事業所宛に発送しました。

なお、更新申請書を提出した事業所で、更新申請の取下げを希望する場合は、廃止届の提出及び更新の取下げ手続きが必要です。詳しくは下記にお問い合わせください。

## 指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成12年、平成13年、平成14年11月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を4月下旬に発送しました。提出期限は、**平成20年6月2日**です。指定更新申請書に印刷されている内容は、平成20年4月18日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定更新

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/koshin/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html))

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03 - 5388 - 1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp

## 中国残留邦人等支援法による介護機関の指定について

お知らせ

平成20年4月1日より「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、同法律に基づく支援給付を受ける中国残留邦人等の方へ、介護保険によるサービスを提供する場合は、同法律に基づく介護機関としての指定が必要になります。

ただし、施行日以前に生活保護法による指定介護機関となっている事業者の方は「みなし指定」となりますので、改めて申請する必要はありません。

なお、4月以降、新規に指定申請される事業者の方は、生活保護法の指定介護機関と中国残留邦人等支援法の指定介護機関の申請を兼ねた様式により手続きをしていただくことになります。

【問い合わせ先】 生活福祉部保護課介護担当 TEL 03 - 5320 - 4059

## 「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行います

お知らせ

東京都消費生活総合センターでは、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、ケアマネージャー、ホームヘルパーなど高齢者を見守る身近な方々を対象として、都内所在の介護事業者、関係団体、区市町村等が実施する講座に講師を派遣しています。講座では、悪質商法の最新の手法や被害発見のポイント、対処方法などについて詳しく説明を行いますので、ぜひこの機会にご活用ください。

講師派遣 平成21年3月13日(金)まで (土日祝日も実施・12/29～1/3を除く)

時間 午前10時～午後8時の間で1～2時間程度

場所 都内で希望する場所に、講師が出向きます。

費用 無料

申込受付 平成21年2月13日(金)まで【先着200回】 申込み受付中

申込方法 都・区市町村の消費生活センター窓口またはホームページ「東京くらしWEB」

([http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/de\\_koza/kourei.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/de_koza/kourei.html))からのダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、下記へFAXしてください。

申込み・問合せ先 (社)全国消費生活相談員協会 FAX 03 - 3448 - 9830 <FAXのみの受付>

TEL 03 - 5793 - 7276(月～金 9時30分～17時<祝日・年末年始除く>)

その他、悪質商法被害等について、ホットラインも設置しておりますので、通報、相談をお寄せください。

「高齢消費者見守りホットライン」03 - 3235 - 1334(受付9時～17時 土日、祝日除く)

【問い合わせ先】 生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課 TEL 03 - 5388 - 3069